

老発 0323 第 1 号
平成 30 年 3 月 23 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省老健局長
(公 印 省 略)

「介護認定審査会の運営について」の一部改正について

介護認定審査会の具体的な運営については、これまで「介護認定審査会の運営について」(平成 21 年 9 月 30 日老発 0930 第 6 号厚生労働省老健局長通知)により取り扱われていたところであるが、このたび別添の通り改正を行い、平成 30 年 4 月 1 日より適用することとしたので通知する。

当該内容について御了知の上、貴管内市区町村にその周知徹底を図るとともに、介護認定審査会の運用について遺漏のなきように期せられたい。

また、介護認定審査会の簡素化にあたっては、別添参考「介護認定審査会の簡素化等に係る Q&A(平成 30 年 2 月 14 日老健局老人保健課長事務連絡)」も参照されたい。

○ 介護認定審査会の運営について (平成 21 年 9 月 30 日老発第 093006 号) (抄)

(変更点は下線部)

| 現行 | 改正後 |
|---|---|
| <p>(略)</p> <p>(別添) 介護認定審査会運営要綱</p> <p>(略)</p> <p>(新規)</p> | <p>(略)</p> <p>(別添) 介護認定審査会運営要綱</p> <p>(略)</p> <p><u>5 認定審査会の簡素化</u></p> <p><u>以下の(1)から(6)の全ての要件に合致する場合、「3 審査及び判定」及び「4 認定審査会開催の手順」の規定によらず、認定審査会を簡素化して実施することとしても差し支えない。</u></p> <p><u>(1) 審査対象者が、介護保険法第 7 条第 3 項第 1 号または同条第 4 項第 1 号に定める者であること</u></p> <p><u>(2) 介護保険法第 28 条に定める要介護更新申請又は第 33 条に定める要支援更新申請であること</u></p> <p><u>(3) 一次判定 (4 の 2) の (1) に定める「一次判定の修正・確定」を行う前のもの。以下本項において同じ。) における要介護度が、前回認定結果の要介護度と同一であること</u></p> <p><u>(4) 現在の認定有効期間が 12 か月以上であること</u></p> <p><u>(5) 一次判定における要介護度が「要支援 2」又は「要介護 1」である場合、別紙 2-3 の表 9 に定める状態の安定性判定ロジックの判定結果が「不安定」でないこと</u></p> <p><u>(6) 一次判定における要介護認定等基準時間が、次のいずれにも含まれないこと</u></p> <ul style="list-style-type: none"><u>・ 29 分以上 32 分未満</u><u>・ 47 分以上 50 分未満</u><u>・ 67 分以上 70 分未満</u><u>・ 87 分以上 90 分未満</u><u>・ 107 分以上 110 分未満</u> |